TZA	TZA22500	11.00	34.60	-6.20	2.41	1.72	129.00	MODRSS		38.27		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
UAE	UAE27400	52.50	53.98	24.37	1.23	0.84	6.82	MODRSS		44.31		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
UGA	UGA05100	17.00	32.20	1.04	1.50	1.02	68.73	MODRSS		42.62		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
UKR	UKR06300	38.20	31.82	48.19	2.32	0.95	177.32	MODRSS		41.01		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
USA	GUM33101	122.00	155.56	13.21				CB_RSS_GUMA		43.61		MODTES	57.00	CR		87.0		27M0G7W		7C	P	
USA	GUM33102	122.00	155.56	13.21				CB_RSS_GUMA		43.61		MODTES	57.00	CL		87.0		27M0G7W		7C	P	
USA	MRA33200	121.80	155.56	13.21				CB_RSS_MRAA		43.61		MODTES	57.00	CR		91.0		27M0G7W			P	
USA	PLM33200	170.00	-145.55	19.50				CB_RSS_PLMA		39.35		MODTES	57.00	CL		87.0		27M0G7W			P	
USA	USAA_101	170.00	-145.55	19.50				CB_RSS_USAA		39.35		MODTES	57.00	CR		87.0		27M0G7W		7A	P	
USA	USAA_102	170.00	-145.55	19.50				CB_RSS_USAA		39.35		MODTES	57.00	CL		87.0		27M0G7W		7A	P	
UZB	UZB07100	33.80	63.80	41.21	2.56	0.89	159.91	MODRSS		40.84		MODTES	57.00	CR		82.0		27M0G7W			P	
VTN	VTN32500	107.00	106.84	14.21	3.43	1.76	109.43	MODRSS		36.64		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
VUT	VUT12801	140.00	168.00	-16.40	1.52	0.68	87.00	MODRSS		44.30		MODTES	57.00	CL		84.0		27M0G7W		7B	P	
VUT	VUT12802	140.00	168.00	-16.40	1.52	0.68	87.00	MODRSS		44.30		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W		7B	P	
ZMB	ZMB31400	-0.80	27.50	-13.10	2.38	1.48	39.00	MODRSS		38.98		MODTES	57.00	CR		84.0		27M0G7W			P	
ZWE	ZWE13500	-0.80	29.60	-18.80	1.46	1.36	37.00	MODRSS		41.47		MODTES	57.00	CL		85.0		27M0G7W			P	

第１附属書　第二地域フィーダリンクプランに提案された変更若しくは第一地域及び第三地域フィーダリンクリストに提案された新規若しくは変更の割当てにより主管庁の業務が影響を受けるかどうか、又はこの付録に基づき他の主管庁の同意を求めることがいつ必要かを決定するための限界

改　6　固定衛星業務（地球から宇宙）のフィーダリンク受信宇宙局に対する 17.8-18.1GHz（第二地域）の周波数帯における周波数割当てを保護するために適用される制限又はプランの対象となっていない固定衛星業務（地球から宇宙）の受信宇宙局への 14.5-14.75GHz（決議第163(WRC-15)に掲げる国）及び 14.5-14.8GHz（決議第 164(WRC-15)に掲げる国）の周波数帯の周波数割当て

第４条の 4.1.1 d)の規定に関して、主管庁は、当該主管庁の第二地域における放送衛星フィーダリンクの受信宇宙局又は全ての地域におけるプランの対象となっていない固定衛星業務アップリンクの受信宇宙局に到達する電力束密度が、6%に相当するΔT/Tの閾値を超えるアップリンク受信宇宙局の雑音温度の増加を引き起こす場合、第一地域及び第三地域フィーダリンクリストに提案された新規又は変更の割当てにより影響を受けるとみなされる。ここで、ΔT/Tは付録第８号に示す方法に基づき計算されるが、最悪の 1MHz において平均された 1Hz 当たりの最大電力密度が、フィーダリンク搬送波の必要周波数帯幅において平均された 1Hz 当たりの電力密度で置き換えられる場合を除く。

第４附属書　業務間の共用基準

追　3　放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.75GHz（決議第 163(WRC-15)に掲げる国）及び 14.5-14.8GHz（決議第 164(WRC-15)に掲げる国）の周波数帯における固定衛星業務の送信地球局と 14.5-14.8GHz の周波数帯におけるプランの対象となっている受信宇宙局との間で調整が必要なときに決定を行うための閾値

第７条の 7.1 の規定に関して、固定衛星業務の送信地球局と第一地域及び第三地域のフィーダリンクプラン若しくはリストにおける放送衛星フィーダリンクの受信宇宙局又はリストの中で提案されている新しい若しくは変更されている受信宇宙局との間の調整は、もう一方の主管庁の放送衛星業務フィーダリンクの受信宇宙局に到達する電力束密度が以下の値を超えるときに必要となる。

$-197.0-GRx$ dB(W/(m^2・Hz))　第一地域及び第三地域のフィーダリンクプランの割当てに関して、また、

$-193.9-GRx$ dB(W/(m^2・Hz))　フィーダリンクリストに含まれる割当て又は 4.1.3 の規定に従い無線通信局が受領した付録第４号の完全な情報に係る割当てに関して、

GRx は、放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の固定衛星業務の送信地球局の位置におけるプランの対象となっている宇宙局に関連する受信アンテナ利得

付録第 30B 号　4500-4800MHz、6725-7025MHz、10.70-10.95GHz、11.2-11.45GHz 及び 12.75-13.25GHz の周波数帯における固定衛星業務のための規定及び関連するプラン

第６条　区域分配の割当て～への変換、追加的なシステムの導入又はリストの中の割当ての変更のための手続[1,2]

改　決議第 49（WRC-15、改）が適用される。

改　6.14　6.13 による援助の要請に基づき行動するに当たり、無線通信局は、回答していない主管庁に対し、付録第 30B 号第 4 附属書第 2.3 段落で規定する値の変更を含む、以前に公表された両立性分析の結果とともに、決定を求める督促状を送る。

改　6.17　6.7に従って公表された主管庁との同意が成立した時に、新規の又は変更された割当てを提案している主管庁は、無線通信局に対し合意に達した主管庁の名称と共に割当ての最終的な特性を表示して、割当てをリストに掲載するよう要請することができるものとする。このため、無線通信局に付録第４号に特定されている情報を送付するものとする。主管庁は、通告を提出するに当たって、無線通信局に対し、6.19、6.21 及び6.22（リスト～への掲載）に基づく